

# 社会福祉法人津市社会福祉協議会育休代替 任期付職員採用試験

- (1) 一般職A  
任用期間 平成30年1月1日～平成30年10月22日（予定）  
（平成29年10月1日～平成29年12月31日（予定）は臨時職員として任用）
- (2) 一般職B  
任用期間 平成29年11月1日～平成32年3月31日（予定）

## 受 験 案 内



社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、  
しあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

- ◎受付期間 平成29年8月1日（火）～平成29年8月18日（金）  
◎試験日 採用試験 平成29年8月27日（日）  
◎試験場所 津市社会福祉協議会 本部（津センターパレス 3階）

### ◀ 育休代替任期付職員とは ▶

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

- 【任 期】 職員の育児休業期間に応じて任期が決定されます。  
※任期を短縮、延長する場合があります。
- 【業 務 内 容】 原則として任期の定めのない職員（以下「正規職員」といいます。）と同じ業務内容です。
- 【勤務条件等】 任期の定めがあること及び育児休業をすることができないこと等以外は、原則として正規職員と同様です。

### 【問合わせ先】

津市社会福祉協議会 本部〔総務課〕（電話番号059-246-1165）

※祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

## 1 任用期間

### (1)一般職A

- ア 平成30年1月1日から平成30年10月22日までを予定しています。
- イ 任用は1年以内とします。
- ウ 任用期間内で60歳に達する者については、60歳に達する以後の最初の3月31日をもって任用期間満了とします。ただし、上記アの期間は超えないものとします。また、育児休業者が任用期間中に退職した場合、退職日をもって任用期間満了とします。
- エ 育児休業の延長等により任用期間を延長することがあります（最大2回まで）。
- オ 平成29年10月1日から平成29年12月31日まで、臨時職員として任用予定です。

### (2)一般職B

- ア 平成29年11月1日から平成32年3月31日までを予定しています。
- イ 任用は1年以内とします。  
ただし、本人の勤務成績、能力、業務の進捗状況及び健康状態を勘案し、平成32年3月31日まで更新することがあります。
- ウ 任用期間内で60歳に達する者については、60歳に達する以後の最初の3月31日をもって任用期間満了とします。また、育児休業者が任用期間中に退職した場合、退職日をもって任用期間満了とします。
- エ 育児休業の延長等により任用期間を延長することがあります（最大2回まで）。

## 2 職種・採用予定人員及び受験資格

職種	採用 予定 人員	受 験 資 格
		学歴、免許、生年月日等
(任期付職員) 一般職A	1名	社会福祉に熱意がある人で、学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校を卒業（修了）した人で、次の要件を全て満たす人 (1) 昭和33年4月2日以降に生まれた人 (2) 普通自動車免許を有する人（AT限定免許可） (3) 社会福祉士の資格を有する人
(任期付職員) 一般職B	1名	社会福祉に熱意がある人で、学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校を卒業（修了）した人で、次の要件を全て満たす人 (1) 昭和33年4月2日以降に生まれた人 (2) 普通自動車免許を有する人（AT限定免許可） (3) 社会福祉士の資格又は社会福祉主事任用資格を有する人

### ※ 社会福祉主事任用資格について

社会福祉法第19条に基づき、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格保持者や指定養成機関や都道府県等の講習会修了者以外にも、大学等（福祉系大学以外でも可）に

において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した人も社会福祉主事と任用されます。

※ 次のうち、いずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 職務内容

一般職A：地域包括支援センターに係る福祉業務。原則として正規職員と同じ業務です。

一般職B：地域福祉の推進に係る福祉業務。原則として正規職員と同じ業務です。

※ 事業内容等は、津市社会福祉協議会ホームページ (<http://www.tsu-shakyo.or.jp/>) を参照してください。

### 4 受験申込手続等

#### (1) 受付期間・受付時間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月18日（金）の間で、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、持参・郵送のいずれによる場合でも、受付期間・受付時間以外での受験申込手続の受付は行いませんので、十分注意してください。

#### (2) 提出書類

ア 津市社会福祉協議会任期付職員採用試験申込書（受験票付き）・・・1通

(ア) 全て記入は自筆で行ってください。

(イ) 申込書及び受験票に同一の写真（申込み前3か月以内に撮影したカラー写真・無背景・脱帽・上半身正面向き・縦45mm・横35mm）を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。

(ウ) 申込書は、津市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

(エ) 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 資格証の写し・・・・・・・・・・1通

応募区分に該当する全ての資格証の写しを提出してください。

※ 社会福祉主事については、大学等（福祉系大学以外でも可）において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した人も、社会福祉主事と任用されますので、成績証明書を提出してください。

※ 名字が結婚等により資格証と変わっている場合は、確認できる書類（運転免許証の裏面、氏名が分かる当時の預金通帳等。）の写しを添付することとし、無い場合は、個人事項証明書（戸籍抄本）を提出してください。

ウ 最終学歴卒業証明書・・・1通

学校発行のもの（卒業証書、成績証明書等は不可とします）

エ 運転免許証の写し（表裏）・・・・・・・・・・1通

オ 返信用封筒・・・・・・・・・・2通

返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23.5 cm程度、幅：12 cm程度）

※ この返信用封筒により受験票及び採用試験に係る可否の通知を送付しますので、82円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

### (3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

ただし、平成29年8月18日（金）の午後5時15分までに、次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

※ 郵送での提出に御協力ください。

【提出先】 津市大門7-15 津センターパレス3階  
津市社会福祉協議会 本部〔総務課〕  
（津市社会福祉協議会 各支部での受付は行いません。）

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市社会福祉協議会任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成29年8月18日（金）の午後5時15分までに津市社会福祉協議会本部〔総務課〕に到着した分のみ受付の手続を行います。（締切最終日の消印有効ではありませんので注意してください。）

【送付先】 〒514-0027 津市大門7-15 津センターパレス3階  
津市社会福祉協議会 本部〔総務課〕宛て

### (4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合は受付を行わず、書類は返却し、又は受験が無効になることがあります。

これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 受験票が平成29年8月23日（水）までに届かないときは、津市社会福祉協議会本部〔総務課〕（電話番号059-246-1165）へお問合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付終了後の提出書類は、一切返却できません。

## 5 採用試験

### (1) 試験科目等

採用試験は一般職A・B共通試験になります。一般職A専願、一般職B専願、一般職A・B併願（A優先）、一般職A・B併願（B優先）を選択し、点数の上位者から採用者を決定します。

試験の種類	試験の内容
作文試験 (800字以内)	文章による表現力、課題に対する理解力等についてみるための筆記試験
個人面接等による口述試験	主として職務遂行能力をみる目的での個人面接等による人物試験

### (2) 試験日

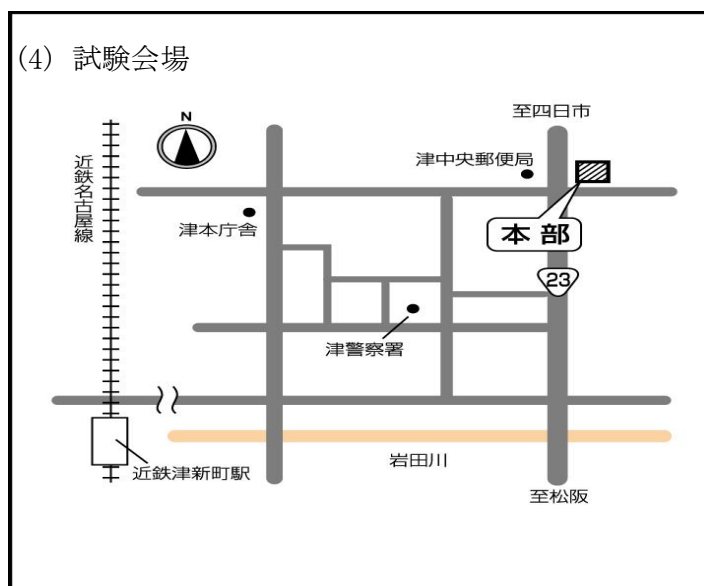
平成29年8月27日（日）

### (3) 試験日程

受付	午前 8時40分	～	午前 9時00分
試験説明等	午前 9時00分	～	午前 9時10分
作文試験	午前 9時10分	～	午前10時10分
口述試験説明	午前10時10分	～	午前10時20分
口述試験	午前10時30分	～	午後 0時00分（未定）

※ 日程は、都合により変更する場合があります。 (終了・解散)

### (4) 試験会場



津市社会福祉協議会  
本部 会議室  
(津市大門7-15  
津センターパレス3階)

近鉄津駅もしくは、近鉄津  
新町駅より三重交通バスで  
約10分  
三重会館前 下車

### (5) 試験に際しての注意事項

- ア 受験票（津市社会福祉協議会 交付）を必ず持参してください。
- イ シャープペンシル又はHBの鉛筆と消しゴムを持参してください。

ウ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り、(携帯電話等は使用不可)  
エ 試験会場の近隣に、有料駐車場はありますが、なるべく公共交通機関を利用してください。

オ 試験会場については、事前に十分確かめてください。

カ 公共交通機関の遅れにより遅刻した場合には、公共交通機関が発行する遅延証明書  
の提出により所定の時間を変更して受験することができます。

(受付を午前9時50分までに済まされた人のみ。)

キ 5(5)カ以外の遅刻者については、所定の時間を変更せずに受験はできますが、  
作文試験を受験していない場合は、以後の試験を受験することはできません。

ク 試験日当日に緊急連絡等がある場合の連絡先

津市社会福祉協議会 本部〔総務課〕(電話番号059-246-1165)

※ 午前7時40分から午後0時00分(予定)までとします。

## 6 合格者発表

平成29年8月29日(火)(予定)に受験者全員に対し、合否について書面で通知  
します。

なお、電話等による問い合わせには、一切応じることはできません。

## 7 合格から採用まで

(1) 試験の合格者を最終合格者とします。採用日は下記のとおりです。

ア 一般職A：平成30年1月1日(予定)

※臨時職員として平成29年10月1日から任用

イ 一般職B：平成29年11月1日(予定)

(2) 合格者には、健康診断書等の必要書類を提出していただきます。

(3) 採用は、試用期間6か月を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

## 8 採用後の勤務条件等

(1) 身分は、社会福祉法人津市社会福祉協議会任期付職員(育児休業代替)となり  
ます。

(2) 初任給

最終学歴	初任給
大学卒	178,200円
短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)卒	161,700円
高等学校卒	150,500円

※ この初任給は、新卒者に係る平成29年4月1日付けでの採用の場合の初任  
給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定額等によりま  
す。また、職務経験等がある場合は、職員給与規程に定める一定の基準に基づ

き加算します。

### (3) 給与

津市社会福祉協議会職員給与規程等の定めるところにより、給料、扶養手当、住宅手当、通勤手当、地域手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

### (4) 勤務条件

任期の定めがあること及び育児休業をすることができないこと等以外は、原則として正規職員と同様です。

ア 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）です。

イ 勤務（配属）は、一般職Aが平成30年1月1日任用職員については津市社会福祉協議会白山支部、一般職Bが平成29年11月1日任用職員については津市社会福祉協議会本部地域福祉課となります。

ウ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険等の各種保険に加入します。

エ 休日は、原則として日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定されている休日並びに年末年始（12月29日から1月3日）です。ただし、勤務内容によって異なる場合があります。

オ 休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、夏季休暇等）等があります。

※ 試用期間中に係る給与、その他勤務条件等は正式採用の場合と同等となります。

※ その他の勤務条件、給与等は、津市社会福祉協議会就業規則及び職員給与規程によります。

カ 一般職Aの臨時職員としての任用期間は、日給8,000円とし、勤務条件等は津市社会福祉協議会臨時職員及びパートタイム職員就業規則によります。

## 9 個人情報の取扱い

本職員採用試験申込みにあたり提出された書類等は、津市社会福祉協議会の採用選考のみに利用し、それ以外の目的での使用は致しません。

なお、提出された書類については厳重に保管管理し、採用試験終了後、適切に廃棄処理を行います。

## 10 その他

この試験の詳細について、また不明な点等は、津市社会福祉協議会本部〔総務課〕（電話番号059-246-1165）までお問い合わせください。

社会福祉法人 津市社会福祉協議会 本部

〒514-0027

津市大門7-15 津センターパレス3階

電話番号 059-246-1165 FAX 059-224-6067

URL <http://www.tsu-shakyo.or.jp/>